

平成 20 年 12 月 11 日

## SOFTIC ヤングゼミナール第 2 回

### Jacobsen v. Katzer 事件

米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) 2008 年 8 月 13 日判決

(米国カリフォルニア州北地区連邦地方裁判所 2007 年 8 月 17 日判決の控訴審)

小野寺 良文

#### 1. 判決要旨

結論：破棄差戻し

要旨：オープン・ソース・ソフトウェアのライセンス契約に違反して、ソフトウェアを改変・頒布した行為について、ライセンス契約に付された著作者の名称を付するように求めるなどの条件は、契約違反の問題のみを生じる Covenants ではなく、執行可能なライセンスの Conditions であると判断し、著作権に基づく暫定的差止命令の対象となる可能性を認めた。

#### 2. 事案の概要

- ① 控訴人（原告） Robert Jacobsen 氏は、Java Model Railroad Interface (JMRI) と呼ばれる、オープン・ソース・ソフトウェア・グループを運営している。JMRI は DecoderPro と呼ばれる、コンピューター・プログラミング・アプリケーション（PC で鉄道模型を制御するデコーダー・チップのプログラミング）を制作した。
- ② JMRI は、DecoderPro のソースコードファイルを SourceForge と呼ばれるオープン・ソース育成ウェブサイトの内の JMRI のサイトで公開し、誰でも、the Artistic License の条件に従い、無料でダウンロードし使用できるようにしていた。
- ③ The Artistic License の Article 3 は、以下のとおり定めている。

3. You may otherwise modify your copy of this Package in any way,

provided that you insert a prominent notice in each changed file stating how and when you changed that file, and provided that you do at least ONE of the following:

1. place your modifications in the Public Domain or otherwise make them Freely Available, such as by posting said modifications to Usenet or an equivalent medium, or placing the modifications on a major archive site such as uunet.uu.net, or by allowing the Copyright Holder to include your modifications in the Standard Version of the Package.
2. use the modified Package only within your corporation or organization.
3. rename any non-standard executables so the names do not conflict with standard executables, which must also be provided, and provide a separate manual page for each non-standard executable that clearly documents how it differs from the Standard Version.
4. make other distribution arrangements with the Copyright Holder.

- ④ 被告(被控訴人)である Matthew Katzer 氏及び KAMIND ASSOCIATES, INC.は、DecoderPro の競合商品である Decoder Commander を提供している。同製品の開発において、DecoderPro からデコーダー定義ファイルをダウンロードして Decoder Commander ソフトウェアの一部としてそのファイルの一部を利用したが、Katzer/Kamind は、同製品の提供にあたり、the Artistic License の条件を遵守していなかった。すなわち、  
(i) (1) 著作者の氏名、(2) JMRI の著作権表示、(3) コピー作成ファイルへの言及、(4) 定義ファイルの出處としての SourceForge または JMRI の特定、および (5) ファイルまたはコンピューター・コードがオリジナルのソース・コードからどのように改変されたかの説明が含まれていなかった。  
(ii) オリジナルの JMRI ファイルへの言及、あるいは Standard Version.1 が入手できる場所についての情報を提示せずに、DecoderPro ファイ

ルのさまざまなコンピューター・ファイル名を変更した。

- ⑤ Jacobsen 氏は、Katzer/Kamind が上記のとおり the Artistic License に違反して、Decoder Commander を提供する行為は Jacobsen の保有する DecoderPro の著作権を侵害する行為であり、かつ、第 9 巡回区の法律に基づき、著作権侵害事件では回復不能な損害が推定されうると主張し、暫定的差止命令等 (Preliminary Injunction) を求めて提訴したのが本件である。

?

### 3. 連邦地裁の第 9 巡回区の法律の概要

- ① 暫定的差止命令 (Preliminary Injunction) を付与するか否かの判断において、第 9 巡回区裁判所は、(1) 本案において勝訴する可能性と、回復不能な損害が生じる可能性の組合せ、または、(2) 当事者双方の困窮程度の均衡が申し立て側に有利に大きく傾く場合に本案に生じる重大な問題の存在を立証することを要求する (Perfect 10, Inc. 対 Amazon.com, Inc. 訴訟事件、487 F.3d 701, 713-14 (9th Cir. 2007); Dep't of Parks & Recreation 対 Bazaar Del Mundo, Inc. 訴訟事件、448 F.3d 1118, 1123 (9th Cir. 2006))。
- ② そして、著作権上の請求が関係する訴訟で、著作権者が、著作権侵害請求の本案で勝訴する可能性が大きいことを示した場合、第 9 巡回区裁判所は、回復不能な損害の存在が推定されると判断してきた (LGS Architects, Inc. 対 Concordia Homes of Nev. 訴訟事件、434 F.3d 1150, 1155-56 (9th Cir. 2006)、ただ MGM Studios, Inc. 対 Grokster, Ltd. 訴訟事件、518 F. Supp. 2d 1197, 1212 (C.D. Cal. 2007) ('著作権に関する暫定的差止命令の申し立てにおいて、勝訴の可能性が大きいことを立証した後に、回復不能な損害が推定できるという従来からの規則そのものについて、eBay [Inc. 対 MercExchange, L.L.C. 訴訟事件、547 U.S. 388 (2006)] に鑑みて再評価すべきかもしれない') も参照。)
- ③ よって、暫定的差止命令を受けるには、Jacobsen は、(1) 著作権侵害請求の本案に関して勝訴の可能性が大きく、そのため回復不能な損害が推定されること、または、(2) 本案に関して勝訴の一応の可能性があり、当事者双方の困窮程度の均衡が自らに有利に大きく傾いていることを示さなければならない。

- ④ 一方、「自分の著作権対象物を使用する非排他的ライセンスを供与する著作権者は、著作権侵害でライセンシーを訴える権利を放棄し」、ており、契約違反でのみ訴えることができる（Sun Microsystems, Inc., 対 Microsoft Corp.訴訟事件、188 F.3d 1115, 1121 (9th Cir. 1999); Graham 対 James 訴訟事件、144 F.3d 229, 236 (2d Cir. 1998)）。
- ⑤ ただ、当該ライセンス契約においてライセンスの範囲が限定されており、ライセンシーがその範囲外で行動する場合には、ライセンサーは著作権侵害で提訴することができる（S.O.S., Inc. 対 Payday, Inc.訴訟事件、886 F.2d 1081, 1087 (9th Cir. 1989); Nimmer on Copyright, 第 1015 [A] 条 (1999) 参照）。
- ⑥ したがって、違反されたとされる the Artistic License の条件が Covenants であり、かつ Conditions でもあれば、ライセンスの範囲を限定する役割を果たす可能性があるため、著作権法が適用される。一方、それが単なる Covenants である場合、契約法のみが適用されることになる（Graham 事件、144 F.3d at 236-37（ライセンス違反が著作権侵害として提訴できるか、または契約違反として提訴できるかは、違反対象の条項がライセンスの Conditons であるか、または単なる Covenants かによって決まるとした。）、Sun Microsystems 事件、188 F.3d at 1121（Graham 判決に従う。独立した Covenanst は著作権ライセンスの範囲を制限しないとした。）参照）。

#### 4. 第9巡回区連邦地方裁判所の判断

暫定的差止命令に関し、「しかし本件において JMRI プロジェクト・ライセンス契約には、ユーザーはファイルを完全にコピーし、あるいはその他、より大きな、場合によつては商用ソフトウェアの頒布の一部としてである場合を含め、いかなる形でも素材を修正することができると定めている。ライセンスは明示的に、その素材のユーザー、すなわち公衆のどの構成員に対しても、「ほぼ通常の形でその〔素材〕を使用し頒布する権利に加えて、合理的な改変を行う権利」を付与する。したがって、この非排他的ライセンスの範囲は意図的に幅広いのである。ユーザーは著作者名を明記しなければならないという条件は、ライセンスの範囲を制限するものではない。むしろ、被告らによるライセンス条件の違反とされた行為は、非排他的ライセンスの違反であったかもしれないが、別

途存在しなかったはずの著作権侵害に対する責任を生じさせるものではない。」と判断して、暫定的差止命令を認めなかった。

## 5. CAFC の判断

「オープン・ソース・ライセンスを採用する著作権者は、著作権対象物の改変および頒布を支配する権利を有する。Gilliam 対 ABC 訴訟事件、538 F.2d 14, 21 (2d Cir. 1976)において第 2 巡回区裁判所が説明したように、「基礎となる著作物の無断編集は、もしそれが立証されたならば、著作権の所有者が供与したライセンスを超える著作物の他の一切の使用と同様に、その著作物の著作権侵害となる」。著作権のライセンスは、排他権を支持するように策定されている。金銭的損害賠償だけでは、その権利を支持も執行もしない。ドル建ての料金ではなく、変更を開示し、説明しなければならないというオープン・ソースの要件の遵守という形で対価を要求するという選択をしても、法的評価が減るわけではない。実際、損害賠償額の計算は本質的に推測の域を出ないので、このようなライセンスの制限は、差止命令による救済によって執行することができなければ、無意味なものとなりうる。

本件の場合、JMRI 著作権対象物をダウンロードするユーザーは、その素材を改変し、頒布する権限を付与される。「ただし」、アーティスティック・ライセンス契約の制限的条項に従うことを条件とする。著作権者は特定の改変を行う権利を供与しながら、他の改変は阻む権利を保持することもできる。実際、かかる目標こそがまさに、ライセンス許諾に条件を付け加える目的である。他の多くの一般的な著作権ライセンスと同様にアーティスティック・ライセンス契約も、頒布されるコピーに著作権表示およびコピー作成ファイルを含めるよう求めている。たとえば 3-10 Nimmer on Copyright § 10.15（「ライセンサーは自分が出版させる著作物のすべてのコピーに適切な著作権表示を貼付しなければならないという明示的な（場合によっては黙示的な）条件により、かかる表示のない出版は、ライセンサーからの許可がないものとみなされ、したがつて侵害行為となる。」）参照）。

著作権対象物を改変し、著作権表示およびオリジナルのコンピューター・ファイルからの改変の履歴なしで頒布することは、アーティスティック・ライセンス契約の範囲外である。ダウンロードする人は、コピー作成ファイルに記されているこれらの条件に同意しない場合には、「著作権者と他の取り決めをす

る」ように指示される。Katzer/Kamind は、かかる「他の取り決め」を行わなかつた。アーティスティック・ライセンス契約の明確な文言は、パブリック・ライセンスの供与において、争点となっている経済的権利を保護する条件を生み出している。これらの条件は、ダウンロードされるソフトウェア・パッケージに含まれるコンピューター・プログラムおよびファイルを改変し、頒布する権利に適用される。帰属および改変を明確にする要件を課すことで、直接、オープン・ソースの開発支援ページへのアクセスを増やし、下流のユーザーにプロジェクトについて伝える役割を果たす。これは法律が執行する、著作権者の重要な経済的目標である。このような管理された情報の普及を通じて、著作権者はオープン・ソース・プロジェクトに参加する創造力のある協力者を得ることになる。下流のユーザーが行った変更を著作権者や他者に見えるようにすることを要求することで、著作権者は、自分のソフトウェアの使用法について学び、他者の知識を得て、これをを利用して今後のソフトウェアのリリースを推進することができる。」

などとして、アーティスティック・ライセンス契約の条件は執行可能な著作権の条件であると判断し、Jacobsen が、(1) 本案に関しての勝訴する見込み、および回復不能な損害の推定もしくは回復不能な損害の立証、または、(2) 本案における勝訴の一応の可能性、および当事者双方の困窮程度の均衡が自分に有利に大きく傾いていることを立証したか否か判断するために本件地裁に差し戻した。

## 6. 分析

- ・ オープン・ソース・ソフトウェアのライセンス条件の違反につき、著作権に基づく暫定的差止命令の発令の可能性を認めた初のケース
- ・ 本判決も指摘するとおり、本件のようなライセンス契約違反を単に契約違反の問題とし、著作権侵害の問題とできないとすれば、第 9 巡回区の法律では、暫定的差止命令を求めることができず、その保護として不十分であると考えられる。このような観点から連邦地裁判決に対しては批判が強かった。
- ・ これに対して本判決は、これらのライセンス契約に付された著作者の名称を付するように求めるなどの条件は、契約違反の問題のみを生じる Covenants ではなく、執行可能なライセンスの Conditions であると判断し、

著作権に基づく暫定的差止命令の対象となる可能性を認めた。

- ・これにより、オープン・ソース・ライセンスにおいても、暫定的差止命令によって権利者の意図・コントロールに沿った態様でも複製・改変・頒布等を実現できる実質的手段が与えられたことになった。
- ・近年普及が著しいこういったライセンスの権利保護を実質化し、さらなる発展・普及を促すことになり望ましい判断であると考えられる。
- ・本判決に対する本格的な評釈は、これから本格化するものと思われるが、米国でも概ね好意的に評価されているようである。